

役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）

（平成 28 年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル参照版）

- ※1 この役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等なし）（以下「本基準例」という。）は、平成 28 年に全国社会福祉法人経営者協議会が公表した社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等なし）を参考にして作成した 1 つの参考例です。

※2 法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより役員等に対し費用弁償を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第 24 条第 1 項、第 45 条の 16 第 1 項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第 3 条第 1 項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第 17 条第 1 項））。

※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。

※4 別に記載するもののほか、本文中に＜＞（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として列記した規定例のうち、そのいずれかを選択して規定する必要がある事項です。

※5 本基準例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあり得ます。（R7.4 最終改正）

社会福祉法人〇〇 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第 2 1 条）の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるほか、評議員、理事及び監事に対する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）評議員とは、定款第〇条（定款例であれば第 5 条）の規定に基づき置かれる者をいう。
- （2）役員とは、定款第〇条第〇項（定款例であれば第 15 条第 1 項）の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （3）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- （4）報酬等とは、その名目の如何を問わず、社会福祉法（以下「法」という。）第 45 条の 35 第 1 項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等)

第3条 定款第〇条（定款例であれば第8条）に定めるとおり、当法人の評議員に対して、報酬等は支給しない。

2 当法人の理事及び監事に対して、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第4条 当法人の役員等が、別表第1の各号に掲げる役員等の区分に応じそれぞれ各号に定める職務遂行のほか、それぞれの職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事したときは、その職務遂行に従事するために要した費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する。

(費用弁償の方法)

第5条 費用弁償は、費用の弁償の請求があった日から遅滞なく、＜例1：本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により 例2：現金で＞支給する。

2 監事から、法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第106条の規定による請求があったときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定を遵守するものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成〇年〇月〇日より施行する。

別表第 1（費用弁償を行う役員等の職務遂行のうちの主なもの）

（１）評議員

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における審議及び議決権の行使	法第 4 5 条の 8 第 1 項、定款○条（定款例であれば第 9 条）
評議員会の議題の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第 4 5 条の 8 第 4 項により準用される一般法人法第 1 8 4 条
評議員会の議案の提案権の行使	法第 4 5 条の 8 第 4 項により準用される一般法人法第 1 8 5 条
評議員会招集権の行使	法第 4 5 条の 9 第 5 項
理事の行為の差止請求権の行使	法第 4 5 条の 1 6 第 4 項により準用される一般法人法第 8 8 条第 1 項

（２）理事（理事長及び業務執行理事を含む。）

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明	法第 4 5 条の 1 0
理事会における審議及び議決権の行使	法第 4 5 条の 1 3 第 1 項、定款○条（定款例であれば第 1 7 条）
他の理事の職務の執行の監督権の行使	法第 4 5 条の 1 3 第 2 項第 2 号、定款○条第○号（定款例であれば第 2 4 条第 2 号）
理事会招集権の行使	法第 4 5 条の 1 4 第 1 項、第 3 項、定款第○条第○項（定款例であれば第 2 5 条第 2 項）
法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第 4 5 条の 1 6 第 4 項により準用される一般法人法第 8 5 条

（３）理事長

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第 4 5 条の 1 6 第 2 項、定款○条第○項（定款例であれば第 1 7 条第 2 項）
自己の職務の執行の状況の報告	法第 4 5 条の 1 6 第 3 項、定款○条第○項（定款例であれば第 1 7 条第 3 項）
法人の代表権の行使	法第 4 5 条の 1 7 第 1 項、定款○条第○項（定款例であれば第 1 7 条第 2 項）
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款○条（定款例であれば第 2 4 条ただし

	書き)
--	-----

(4) 業務執行理事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第17条第2項)
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第17条第3項)
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項 (定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項)

(5) 監事

主な職務遂行	法令又は定款の根拠
評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項
監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権(理事に対する請求権)の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項
理事の職務の執行の監査	法第45条の18第1項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第18条第1項)
理事及び職員からの法人の事業の報告の徴収並びに法人の業務及び財産の状況の調査	法第45条の18第2項、定款〇条第〇項 (定款例であれば第18条第2項)
理事による不正の行為又は定款に違反し若しくは著しく不当な事実に係る報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条
理事会への出席及び意見の陳述並びに理事会の決議の省略を定める規定による異議の有無の表明	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款第〇条第〇項(定款例であれば第26条第2項)
理事会招集権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項
理事提出による評議員会の議案等に係る事前調査及び報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条
理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の18第3項により準用される

	一般法人法第 1 0 3 条
社会福祉法人と理事との間の訴えにおける 法人の代表権の行使	法第 4 5 条の 1 8 第 3 項により準用される 一般法人法第 1 0 4 条
計算書類及び事業報告並びにこれらの附属 明細書並びに財産目録の監査	法第 4 5 条の 2 8 第 1 項、規則第 2 条の 4 0 第 2 項により準用される法第 4 5 条の 2 8 第 1 項、定款〇条第〇項（定款例であれ ば第 3 2 条第 1 項）
情報の収集及び監査環境の整備	法第 4 5 条の 1 8 第 1 項、規則第 2 条の 1 9 第 2 項、第 4 項

